

神津島村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 神津島村

事 業 名 : 神津島村農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (15年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	4,363.41/km ²	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区		
処 理 場 数	1ヶ所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで 1,500円 超過使用料 11m ³ 以上 170円/m ³ ※消費税及び地方消費税を含んでいません。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定なし。一般家庭使用料体系を適用している。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	その他使用料体系の設定なし						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	3,130	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	5,494	円
	平成27年度	3,450	円		平成27年度	5,609	円
	平成28年度	3,450	円		平成28年度	5,569	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事 業 運 営 組 織	神津島村環境衛生課

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場、中継ポンプ施設の運転管理等の維持管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	発生汚泥を肥料化し、農地還元を検討している。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

直近の経営比較分析表を別添のとおり添付します。

--

2. 経営の基本方針

本村の農業集落排水事業は、平成8年度に事業着手し、平成15年4月より供用を開始しております。しかし、供用開始から15年が経過した現在でも起債の償還金や施設の維持管理費を使用料収入等で賄うことができておらず、その赤字補填分については一般会計からの繰入を行なうことにより、収支均衡を図っている状況となっています。起債償還残高は平成26年にピークを迎え、緩やかに減少しながら平成45年度に完済する予定です。現在のところ、新たな起債の借入れは検討しておりません。今後は農業集落排水普及率の向上を進め、使用料収入による健全な経営を目指し、未接続世帯には啓発を進め使用料収入の増加を図るとともに、維持管理費等の経費の削減に努めていき、一般会計からの繰入金を削減することで、農業集落排水事業特別会計の健全化を図っていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項
平成15年度の供給開始から14年が経過し、処理場・ポンプ場の設備等の更新時期を迎えることとなります。故障等の対応として、修繕や予防的更新を盛り込んでおります。管渠については、現計画期間内には更新の計画は予定しておりません。

・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
現在の委託を継続していくとともに、さらなる効率的な運営を検討していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

主な財源は排水処理施設使用料、一般会計からの繰入金となっております。農業集落排水への加入率が年々増加していくと予測しているため、これに伴い排水処理施設使用料も増加していくと見込んでおります。これにより一般会計からの繰入金(収益的収入)については、年々減少すると見込んでいます。しかし、人口減少により頭打ちになり、いずれ排水処理施設使用料も減少に転じることが予想されます。

また平成28年度の使用料の収納率は、現年度分99.3%、滞納繰越分21.4%でした。今後も滞納整理に積極的に取り組み、未収金の発生を極力抑制していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費については、稼働率の向上や施設の老朽化により光熱水費や修繕料が年次的に増加すると予測されます。地方債償還金については、平成36年度を境に減少していきます。なお、人件費や物件費等の物価上昇は見込まず、現状の水準で推移していくものとして算定しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本村は離島であるため、処理場を他市町村と共同で使用する広域化・共同化の取り組みは難しいと考えています。
投資の平準化に関する事項	計画的な更新投資の平準化に努めてまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当無し。
その他の取組	該当無し。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在、使用料の見直しについては検討しておりません。しかし、短期的には加入率の増加に伴い収支は増加もしくは横ばいになりますが、長期的には人口は減少する見込みのため、料金改定の検討をすることもあります。この際、加入者からの理解を得るよう努めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し。
その他の取組	一般会計からの繰入については関係部署と十分協議を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設管理は民間委託済み。
職員給与に関する事項	職員数が1人のため、異動による変動が大きい。
動力費に関する事項	巡視・点検を行いながら適宜修繕を行い、老朽化に伴う電力の浪費を防止します。また、適正な運転管理を行い、節電に努めます。
薬品費に関する事項	適正な薬品の選定、使用に努め、経費の節減を致します。
修繕費に関する事項	日常点検の実施により、大規模な事故や故障を防ぎ、安定したサービスの提供を図ります。また、機能診断・最適整備構想に基づき、計画的な施設の更新を行い、施設の長寿命化と投資の平準化を図ります。
委託費に関する事項	処理施設や中継ポンプ等の運転(保守)・管理などの各業務は、今後も民間に委託することを想定しています。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	期間の前半・後半で検証・見直しを行い、最終年度で次期計画へ更新します。
---------------------	-------------------------------------